



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん

議会だより

発行／毛呂山町議会
編集／毛呂山町議会だより編集委員会

MOROYAMA ASSEMBRY NEWS

もろやま

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地 TEL 049-295-2112 URL <http://www.town.moroyama.saitama.jp/kakuka/gikai/>



6月の定例会

議会人事	2P
専決処分・条例改正・補正予算・契約の締結	3P
請願・審議結果	4P
政治倫理審査会報告	5～8P
一般質問	9～15P
人事・議会の動き	16P

平成29年8月1日発行

第 97 号

議会だよりは議員の自主編集により発行し、この用紙は再生紙を使用しております。

6月定例議会開会

6月定例議会が5月31日から6月9日まで10日間の日程で開かれ、補正予算1件、専決処分の承認3件、条例の一部改正1件、工事の請負契約1件、選任1件、請願1件の合計8件が上程され慎重な審議が行われました。なお、5月31日には正副議長選挙が行われ、議長に佐藤秀樹議員【2期】、副議長に岡野勉議員【5期】が選出され、議会構成人事も行いました。一般質問では、12人の議員が登壇し、活発な質問が展開されました。



議長 佐藤 秀樹

町民の皆様には、日ごろより町議会活動ならびに町政全般にわたり、深いご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

このたび議員多数のご推挙により、議長に就任いたしました。

職責の重さを痛感するとともに、公平で信義に満ちた議会運営に努め、全力を尽くして職務遂行に邁進する決意を新たにしているところであります。

少子高齢化、人口減少問題が急速に進んでいる中、町民皆様が希望を抱けるよう、努力と研鑽を積み重ねて参りますので、今後ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。



副議長 岡野 勉

この度、6月定例議会におきまして、副議長に就任いたしました。宜しくお願い致します。

どんな情勢・状況にあろうとも「町民総参加」で、町民福祉の向上、安全・安心な町づくりの方針を導くため、議会が一丸となり、忌憚のない活発な議会運営に努めてまいります。

町民皆さまの温かいご指導とご支援ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

議長・副議長の選挙結果

議長選挙

- 佐藤 秀樹・・・9票
- 村田忠次郎・・・5票

副議長選挙

- 岡野 勉・・・9票
- 弓田 茂樹・・・5票

新体制スタート

総務文教常任委員会

- 委員長 荒木かおる
副委員長 下田 泰章

- 弓田 茂樹
佐藤 秀樹
村田忠次郎
岡野 勉
長瀬 衛



生活福祉常任委員会

- 委員長 千葉三津子
副委員長 澤田 巖

- 平野 隆
牧瀬 明
小峰 明雄
高橋 達夫
堀江 快治



議会運営委員会

- 委員長
副委員長

- 長瀬 衛
小峰 明雄
荒木かおる
千葉三津子
岡野 勉
高橋 達夫
堀江 快治



専決処分

議案 第23号
毛呂山町税条例の一部を改正する条例
(賛成多数承認)

要旨

環境に配慮した軽自動車を平成29年度、30年度に購入した場合に限り、軽自動車税を減税するものです。

議案 第24号
毛呂山町都市計画税条例の一部を改正する条例
(賛成多数承認)

要旨

地方税法等の一部が改正されました。よって、毛呂山町都市計画税条例の一部を改正する必要があります。主な内容は都市計画税に係る**わがまち特例**の割合を定めたものです。

※わがまち特例とは

地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み。

議案 第25号
毛呂山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(全員賛成承認)

要旨

地方税法等の一部が改正されました。よって、毛呂山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。主な改正内容は、国民健康保険税の軽減判定が一部見直されるものです。

条例の改正

議案 第26号
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(全員賛成可決)

要旨

企業職員(水道課職員)の給与の種類及び基準について、町の制度に準じて改正するものです。

補正予算

議案 第27号
毛呂山町一般会計補正予算
第1号
(全員賛成可決)

歳入歳出それぞれ1706万円を追加し、予算総額93億5406万円と決めました。

◇内容◇

議会費、教育費に不足額が生じたための増額。なお、毛呂山小学校天井安全対策工事1552万円を追加しました。

契約の締結

議案 第28号
川角中学校体育館大規模改造工事請負契約
(全員賛成可決)

【請負金額】
2億1055万円

【請負業者】

川島町牛ヶ谷戸
株式会社 島村工業



毛呂山小学校天井(クラック)の状態



川角中学校体育館(現状)

請 願
第 1 号

毛呂山町は東部地区・誘致企業に対し、 公共下水道への接続を強く求める請願

・ 請願の要旨 ・

紹介議員 牧瀬 明議員

私たち毛呂山町民、坂戸市民並びに市場・西大久保耕地対策会は、毛呂山の自然を愛し『美味しい安全な米づくり』『安心安全な地域づくり』に日夜いそしんできました。

しかし、今般の毛呂山町東部地区の企業誘致において、町は、住民不在の内に(株)トーカイの工場排水を入間第一用水（農業用水路）に放流することに同意したものであり、住民のこれまでの弛みない努力を根底から踏みにじる何ものでもありません。現在、町民並びに地域住民は「食の安全への不安、薬物への不安、水害への不安、農作業への不安、風評被害への不安」などが渦巻いており、心が押しつぶされています。(株)トーカイの社訓は「清潔と健康」であり、工場排水は公共下水道への接続を強く求めます。

・ 請願理由 ・

- (1) 葛川及び市場、西大久保耕地の現状について
- (2) 使う洗剤・溶剤はどんなものかについて
- (3) 道路冠水、住宅浸水の懸念、農作業・風評被害について

私たちは、以下の「請願事項」を強く要望します！

- ①毛呂山町は、東部地区誘致企業〔(株)トーカイ、関越物産〕に対し、工場排水は公共下水道への接続を強く求めること。
- ②早急に、葛川の水質改善に取り組むこと。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成29年5月19日 【提出者】 住 所 毛呂山町西大久保

※請願の要旨については原文のとおり掲載しています。
請願理由については紙面の都合上要約しました。



西大久保耕地

団 体 大久保耕地対策会
代表者 峯岸英男 ほか1,422名

上記、請願第1号は総務文教常任委員会に付託され、継続審査となりました。

議案の審議結果（6月定例会）

○は賛成 ×は反対 討は討論 欠は欠席 議は議長

議 案	議 員 名													審 議 結 果	
	下田 泰章	平野 隆	澤田 巖	牧瀬 明	弓田 茂樹	荒木 かつおる	千葉 三津子	村田 忠次郎	岡野 勉	小峰 明雄	高橋 達夫	長瀬 衛	堀江 快治		佐藤 秀樹
23	専決処分の承認を求めることについて(毛呂山町税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議	承認
24	専決処分の承認を求めることについて(毛呂山町都市計画税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議	承認
25	専決処分の承認を求めることについて(毛呂山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	承認
26	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	原案可決
27	平成29年度毛呂山町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	原案可決
28	川角中学校校体育館大規模改造工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	原案可決
29	監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	同意
請願 1	毛呂山町は東部地区・誘致企業に対し、公共下水道への接続を強く求める請願	総務文教常任委員会へ付託												継続審査中	

政治倫理審査会報告

「第4条第1号及び第5条の規定の趣旨に反し、著しく不当であると考える」との結論

平成26年12月、毛呂山町議会は議会議員政治倫理条例を議決し、その中で「議員や2親等以内の親族が経営している企業は町並びに町が関係する法人との請負契約等を辞退するよう努めなければならない」と規定しました。

さる4月10日、住民代表者から538名の署名とともに町議会議員弓田茂樹氏の親族企業が毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合発注工事に続き、川角小学校多機能トイレ等改修工事を落札したことは、同条例第4条第1号並びに第5条に反する疑いがあるとして、政治倫理審査会を設置し、事実関係の調査を求める審査請求が提出されました。

4月25日、議会は条例に基づき政治倫理審査会を設置し、5月9日から6月13日まで5回にわたり、慎重に調査を行いました。

審査会での調査の結果は、弓田茂樹議員が同条例第4条第1号及び第5条の規定の趣旨に反しており、著しく不当であるとの結論に至り、同審査委員長から議長に対し、審査結果報告書が提出され、議会は、審査結果とともに審査対象議員の弁明書を町民に公表することを決定しました。

審査請求の概要

（株）弓田工務店（以下「議員関係企業という」）は、毛呂山町議会議員弓田茂樹氏（以下「審査対象議員という」）の2親等以内の親族が経営者である企業と思われる。

議員関係企業が、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合発注工事の請負に続き、川角小学校多機能トイレ等改修工事を1285万2千円で落札した事実があると思われる。

審査対象議員については本条例第4条第1号及び第5条に反する行為があるのではないかと、

との審査請求に基づき、政治倫理審査会は、関係機関等への資料提出依頼、審査対象議員への質問通告並びに聴取を実施し、慎重に調査を行いました。

確認した事実

議員関係企業の代表者は、審査対象議員の2親等の親族である。

議員関係企業は、町や毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合に対して、建設工事請負等入札参加資格審査申請を提出している。

議員関係企業は、本条例の施行後に町が発注した川角小学校多機能トイレ等改修工事（落札額1285万2千円）を受注し、川角小学校トイレ改修工事、町内全般道路修繕工事について入札している。

さらに毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合が発注した下川原処理分区舗装本復旧工事（落札額2959万9200円）、下川原処理分区枝線管渠布設工事その26（落札額1007万7300円）を受注した。

審査対象議員の任期開始の日から現在まで、本条例第5条第3項に基づき辞退届が議員関係企業から審査対象議員を通じて議長に提出された事実はない。また、審査対象議員は、議員関係企業に対して一度、努力義務が生じる旨の発言をしたが、その後現在に至るまで、辞退届の提出を促すことはしていないし、その必要はないと考えている。

【審査委員】 敬称略

委員長

・林 真由美〔弁護士〕

副委員長

・勝浦 信幸〔元地方公務員〕

委員

・小須田幸治〔元地方公務員〕

・岡野 勉〔町議会議員〕

・荒木かおる〔 〃 〕

・佐藤 秀樹〔 〃 〕

本条例の規定に基づき、議長が学識経験者3名、町議会議員3名を委嘱しました。

審査会の判断

〔第5条(1)について〕

議員関係企業は、辞退届を提出し
ておらず、本条例第5条第1項の努
力義務に違反している。

なお、毛呂山・越生・鳩山公共下
水道組合は、毛呂山町長が管理者と
なり、同町が多くの財源を支出して
いる一部事務組合であり、本条例第
5条に規定する「町等」に該当する。

本条例第5条では、議員に辞退届
の提出義務を課していないので、審
査対象議員の辞退届への不提出は直
ちに同条違反とはいえないが、本条
例の趣旨は、地方自治法第92条の2
の規定の趣旨と軌を一にするもので
あることは、本条例第1条、第4条、
第5条の規定等から明らかである。

本条例の目的は、議員の職務執行
の公正を確保するとともに、住民の
疑惑や不信を招くような行為の防止
を図り、もって議会の公正な運営と
町政に対する住民の信頼を確保する
ことである。また、本条例第5条に
規定する2親等規制の趣旨は、役員
を親族名義に替えて請負をする脱法
行為が後をたたないため、それを防
止するものであり、本条例の根幹を
なす規定である。

最高裁判決は、2親等以内の親族
企業が町等の工事請負をすることは、

それ自体が議員の職務執行の公正さ
に対する住民の疑惑や不信を招くも
のといえる」と判示している。

本条例第5条第3項は、辞退届は
「議員を通じて」提出するとしてお
り、制度上、議員の辞退届提出を当
然の前提として規定している。かつ、
議員による辞退届提出の実態を公表
することによって住民の政治監視を
期待している。

これらのことを総合すると、議員
関係企業が辞退届を提出すべき場合
に、議員があえて辞退届の提出に向
けた行動をせず消極的態度に終始す
ることは、同条例第5条の趣旨に反
する行為であるといえる。

審査対象議員は、住民から不正の
疑惑を持たれることがないように、
請負契約等を辞退するよう議員関係
企業に対し、議員自身が可能な限り
促すことが期待されている。

しかるに、審査対象議員は、真摯
に辞退届の促しをしたとはいえず、
あえて消極的態度に終始しており、
同条の趣旨に反する行為である。



〔第4条第1号(1)について〕

議員の職務に関して「不正の疑惑
を持たれるおそれのある行為をしな
い」ことを規定しているが、議員関
係企業の辞退届の不提出のみで同条
に規定する不正疑惑に直ちに該当す
るとは言えない。

しかし、議員関係企業が本条例第
5条違反の状態にあるが、審査対象
議員が請負契約等を辞退するよう議
員関係企業に充分に働きかけた事実
は認められず、契約を辞退するどこ
ろか町等との工事請負契約を複数回
締結していることが明らかになって
いる。

しかも、町民538人の署名によ
って審査請求が行われ、審査対象議
員には審査請求書の写し等によって
議員関係企業が町等との請負工事受
注の事実が確知されている。さらに、
議員関係企業は、町及び組合に対し
て建設工事請負等競争入札参加資格
申請をしており、今後も町等の請負
工事を受注する可能性がある。

にもかかわらず、当審査会による
聴取では、関係企業に辞退届の提出
を促すつもりがない旨の発言をした
事実がある。さらに、当審査会によ
る聴取後も議員関係企業は、東公民
館外壁改修工事〔落札額3603万
9600円〕、角木団地内側溝修繕
工事〔落札額1155万6千円〕2

件を落札した。

かかる審査対象議員の態度は、本
条例第2条第2項の「政治倫理に反
する事実があるとの疑惑」に該当す
る可能性がある。

議員自らを律するような政治倫理
条例によって、議員の襟が一層正さ
れ、住民から一層信頼される議会に
なるか否かは、議員各人の高い倫理
性に掛かっている。

審査対象議員には、自発的かつ積
極的な説明が求められる。

※審査結果報告書の一部を抜粋して
掲載しています。詳しい内容は町ホ
ームページをご覧ください。

審査会の結論

弓田茂樹議員が議員関
係企業である株式会社弓
田工務店の辞退届の提出
に向けた行動をしないこ
とは、毛呂山町議会議員
政治倫理条例第4条第1
号及び第5条の規定の趣
旨に反しており、著しく
不当であると考ええる。

政治倫理条例の概要

【政治倫理基準】

第4条第1号では、議員は、町民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことと規定しています。

【請負契約等の辞退】

第5条では、議員や2親等以内の親族が経営する企業は、関係する議員を通じて町等との請負契約等の辞退届を提出するよう規定しています。

毛呂山町議会は、この結果を真摯に受け止め、町政が町民の厳粛な信託の上に成立するとの認識のもと、議員は、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己利益を図ることなく、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に一層努めてまいります。

毛呂山町議会議員政治倫理条例17条1項に伴う弁明書

弓田 茂樹議員

本件審査会による審査結果において、『条例違反ではない。』との結果をいただいたことを真摯に受け止めております。しかしながら、条例の趣旨に反しているとの指摘がありましたので、以下にその弁明をさせていただきます。

① 企業への規制のみである本条例第5条ではありますが、審査会は議員関係企業が辞退届の提出をしていないことのみを理由に、本件条例第5条第1項の努力義務違反と認定しております。議員関係企業が辞退届の提出に関する「努力」義務に違反したか否かを判断するにあたっては、当該議員関係企業の業績に与える影響や、当該請負契約等の受注に至った経緯について調査することが不可欠であります。しかしながら、審査会ではこのような調査を行われていないため、この認定に対して容認できません。最高裁の判決理由においても、『制裁を課するなどしてその辞退を法的に強制する規定は設けられていない』ことを理由に、2親等規制を条件付合憲としております。このような最高裁の判決を考慮して、本件条例は議員関係企業による辞退

届の提出を努力義務にとどめたはずであります。辞退届が提出されないことのみをもって条例違反とするならば、本件条例はその最高裁の前提条件が外れ、合憲でなく違憲となる可能性がおります。

② 次に、審査会は、本条例第4条第1号の趣旨に反していると認定しております。条例第4条第1号違反に私が該当するか否かの審査判断において、この点は審査会も「議員による関係企業の辞退届の不提出のみであれば、同条に規定する不正疑惑行為に直ちに該当するとはいえない。」としており、審査会自身も違反ではないと認めているところであります。審査会は、私が議員関係企業に対して辞退届を提出するよう積極的に促さなかったことが本条例第2条第2項の「政治倫理に反する事実があるとの疑惑」に該当する可能性があると、結論として私の態度が「その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」を求める条例第4条第1号の趣旨に違反するとしているようであります。しかし、そもそも条例においては、議員に対して辞退届を提出する義務はもちろん、辞退届の提出に向けた努力義務すら課されてお

りません。そのため、企業からの辞退届提出期間である30日間の中で、議員がどの程度の回数を積極的に、

辞退届の提出を促す必要があるのかも明確にされておりません。この回数判断はそれぞれ十人十色ではなからうかとの見解もあると思われま

す。いずれにしても、議員には企業への辞退届提出を促す義務が本件条例に定めがないうえ、そもそも辞退する権限をもっているのは企業側であることを考慮すると、これ以上を議員に求めるとするならば、企業に対する促し行為が脅迫へと発展してしまうことを危惧しております。

③ 本件の審査結果及びその概要について公表措置が行われるものではない点につき、以下念のため申し添えます。審査結果及びその概要の公表(条例第18条)は、議員の政治的立場への影響を通じて議員の議員活動に対して事実上の制約を課することになることから、その文言について明確性が求められる重要な条文であるとともに、その解釈にあたりむやみに拡大解釈をすることは許されないと思われま

す。その上で、条例第18条第1項をみると「議会は、第4条及び第5条に違反したと認められる審査結果を受けたときは」と明確に規定しており、両条の趣旨に違反した場合を含むと解釈することはむやみな拡大解釈と思われま

す。そして、審査会は本条例第5条が議員に努力義務を課していない点及

び条例第4条第1号が直接適用されない点を意識したためか、「第4条第1号及び第5条の規定の趣旨に反している」としていているものの、「第4条第1号及び第5条に反している」とはしていません。

よつて、本件審査結果及びその概要は条例18条第1項によつて公表されるべきものではないと申し添えます。

④ 本件において、議員関係企業は町との請負契約等を競争入札の形式にて受注しており、請負契約等の締結に至つたのは、当該議員関係企業が最低落札価格を提示したからにほかなりません。そして、本件において入札に関して不正があつたことを疑わせる事情は審査結果からも存在しません。

確かに、議員関係企業が町との間で請負契約等を締結することは、議員の職務執行の公正さに対する住民の疑惑や不信を招く可能性は存在します。しかし、競争入札の手続に従つて請負契約等が締結された場合には、当該請負契約等の締結に関する町政の公正さは入札の手続において確保されているはずであります。

すなわち、本件においては競争入札の手続によつて議員関係企業が受注しており、当該手続に関して不正を疑わせる事情は存在しないことから、議員の職務執行の公正さに対す

る住民の疑惑や不信は小さく、逆に議員が議員関係企業に対して辞退を促すことは、町に対してより高い請負代金を支払わせることになるため、議員が辞退届の提出を強く促さなかつたとしても必ずしも、著しく不当な判断ではないと考えております。

⑤ 私は議員として、議会議員政治倫理条例の遵守は当然のことと捉えております。これと同時に、最小経費で最大の効果を毛呂山町が積極的に努めているかを監視する役割も負つております。

町は、皆様の税金で町政運営をしていく以上、1円でも安く請け負うことのできる業者と契約することが必須であり、その効果は町民皆様にとつて最大の利益になるものであります。一方、開かれた議会を目指すため、議員の倫理条例を制定したことも町民皆様の利益になるものであります。

今回の審査会の判断が許されるとすれば、効率的な町政の運営という利益を犠牲にしても、政治倫理条例を常に優先しなければならなくなつてしまいます。そうではなく、両方が共存し合える条例でなければ、町民皆様に不利益が生じてしまうと私は議会において当該条例制定時より発信しております。それにもかかわらず、現在の議会は本年6月議会終

了時においてなお、町民皆様の最大利益を望まず、他方の政治倫理条例のみを尊重しております。

今回審査会の結果を受け、毛呂山町議会議員政治倫理条例の改正に向けた動きが当然ありますが、この動きは町民皆様の利益に直結していません。

つまり、条例を重視するのか、または町民皆様の利益を重視するのか、あるいはこの両方を重視するのか。現職14名の議員が判断していくものであります。町民の皆様には、自身の税金がこの判断によつてどのようなに使われようとしているのかをご理解頂きまして、今後の議会を注視して頂きますようお願いいたします。

以上を本条例第17条第1項の規定による弁明と致します。

※その他弁明書に記載された文章は、左記の通りです。

1 東公民館外壁改修工事について
39万9100円、川角小学校多機能トイレ等改修工事について25万円、角木団地内側溝修繕工事について50万円を余分に支払うことになる。

合計114万9100円。

「毛呂山町政治倫理条例の目的とは」

この条例は、町政が町民の厳粛な信頼によるものであることに基づき、その受諾者である町議会議員が、町民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限または地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もつて公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

あなたも議会を 傍聴してみませんか

議会(本会議)の傍聴

毛呂山町議会は年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会と、随時開かれる臨時会があります。

議会の本会議は午前9時30分からはじまり、受付は当日5階の生涯学習課窓口で、傍聴申込書に住所、氏名を記入していただきます。

傍聴席は34席で、先着順に受け付けています。

傍聴人には守るべき事項があります。

(傍聴規程より)

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (その他) 議場内では、携帯電話・録音機の使用も禁止されています。

一般質問ケーブルテレビ放映が始まりました

各議員一般質問登壇日より、約1週間後が放映予定日です。一般質問登壇順はくじ引きで決定するため、町ホームページ又は議会事務局までお問い合わせ下さい。



議会事務局(4階)
049-295-2112 内線411

町政を問う!

一般質問

ずばり!ここが聞きたい

一般質問とは、議員が町長などの執行機関に対し、事務の執行状況や将来の方針などについて所信や疑問点を質し、疑義を解明するためのものです。

この一般質問により、町の政治姿勢や責任の所在を明らかにすることができ、結果として政策変更や新規政策に繋がることもあります。

内容は、議員の原稿を質問順(抽選)で掲載しています。

~12人の議員が質問~

企業誘致について

村田忠次郎議員 10P

厳しい財政運営、将来を見据えた施策とは

下田 泰章議員 10P

葛川・高麗川への「汚水放流」を認めない!

岡野 勉議員 11P

町営住宅に住む高齢者に配慮を!

荒木かおる議員 11P

第3子以降の給食費の無料化を

小峰 明雄議員 12P

国民健康保険の広域化 どうなる税の見通しは

堀江 快治議員 12P

町の区及び区長制度について

高橋 達夫議員 13P

安全で安心して暮らせる防犯対策を!

千葉三津子議員 13P

井上町政の現状について

平野 隆議員 14P

公民館を『交流センター化』へ

澤田 巖議員 14P

単独での県道整備要望活動に課題

長瀬 衛議員 15P

企業排水の農業用水路への放流

牧瀬 明議員 15P

企業誘致について



村田 忠次郎 議員

さらに5名を採用の予定です。

問 企業誘致による経済効果について伺う。

答 従業員が増え、町内商店の売り上げ増加が期待できます。関連企業を通して町の特産品の知名度向上、町外への流通拡大、さらに毛呂山町に移住定住する従業員の増加も期待できます。町の雇用の場が増え、町全体の

問 用地指定から8年、町待望の企業誘致が実現し、木屋製作所が操業を開始した。社員数と本町からの雇用人数を伺う。

答 全社員123名、本町から新規に正社員7名を採用した。

活性化に繋がると考えます。

問 次期企業誘致予定地の選定についての考えを伺う。

答 東部・南部の企業進出状況を見て検討します。なお、新たに検討する土地は市街化調整区域が中心で、農政上や埋蔵文化財の問題等があるので、町としての費用対効果など、様々な角度から慎重に検討します。

計画変更された川のまるごと再生事業について

問 当初の計画にあった鎌倉街道・崇徳寺・古墳群を含む教育文化ゾーンの整備が実施できなかった理由を伺う。

答 東日本でも有数の重要な遺跡であり、調査に期間を要し、限られた期間内に実施できませんでした。

問 このゾーンの学術的な価値に鑑みて、今後の整備の考えを伺います。

答 教育委員会と連携し検討します。

問 延慶の板碑を元の場所へ戻すべき、との意見があるが、考えを伺います。

答 元の場所付近の埋蔵物の保護も考え、総合的に検討します。

問 「医療と福祉の町」の強みを生かした魅力にあふれた事業である。今後、埼玉医科大学と連携し、どの様に事業展開を進めるのか。

答 オレンジカフェや高齢者向けフィットネスの開催、ボランティアの育成や施設内カフェ等への雇用など、生きがいづくりや雇用の場の創出を推進していく。

水防団について

問 通気性の悪いカップで、活動しにくいと意見がある。計画的な配備に努める。

答 延慶の板碑を元の場所へ戻すべき、との意見があるが、考えを伺います。

問 元場所付近の埋蔵物の保護も考え、総合的に検討します。

厳しい財政運営、将来を見据えた施策とは



下田 泰章 議員

厳しい予算編成を行っている。来年度はどの程度実質繰入を推測しているのか。

答 今年度と同程度の実質繰入を想定している。

問 総合戦略では、人口減少対策を旗印に予算執行を行い、一方で立地適正化計画や公共施設等総合管理計画を策定し、小学校の統合や公共施設の保有量を

問 町の最重要施策とは。
答 少子高齢化に伴う人口減少対策。
問 現在、町の財政調整基金(貯金)残高は6億円。毎年、基金から2億円程度の繰り入れをし、

将来減少する事が目標に掲げられている。人口減少対策施策と人口減少を想定している施策の整合性が図れていないと思うが。

答 総合戦略では、町の魅力を高めるための施策。立地適正化計画は人口減少を見据えたコンパクトシティを目指すもの。公共施設等総合管理計画は、適正な公共施設等の在り方を掲げたマスタープラン。今後の人口減少社会を想定し、その対策の為、町の独自性のある時代に対応した施策の展開を実施する為の計画ですので、ご理解を賜りたい。

水防団について
問 通気性の悪いカップで、活動しにくいと意見がある。計画的な配備に努める。



町政の展望が掛かっている3つの計画



操業を開始した木屋製作所

葛川・高麗川への「汚水放流」を認めない！



岡野 勉 議員

問 4月17日に行なわれた誘致企業の㈱トーカイと入間第一用水組合員との「意見交換会」を傍聴、あるいは議事録から、町長・町はどう受け止めたか。また、工場排水は「当然」に

の意向を真摯に受け止め、誠心誠意対応を図って参ります。

問 町長の意向はどうか。

答 トーカイは全国に事業を展開するリネンの会社。工場処理水を「耕地に入れない」方法があるにも関わらず請願署名を取り組むなど大変残念であります。

問 「耕地に入れない」とは直に河川に放流することか。川越の新河岸川では河川浄化が進みウグイ・マルタが産卵するに至っている。また、柳瀬川ではアユが遡上してきていると先達で新聞報道された。

葛川、高麗川の下流域・坂戸市では稲作が活発だ。地域でいえば欠の上、新堀、塚崎、戸口、新ヶ谷など。河川の上の者は、絶えず下流域の事を心に留める姿勢がルールではないか。

故に葛川、高麗川の放流は絶対に認められない！

答 慎重に対応していく。

問 教員の長時間労働撲滅を！

答 教職員の多忙化は子どもにとつてもいい影響は与えない。学校現場の長時間労働撲滅を！

答 出退勤をコンピュータ管理し多忙化回避へ取り組む。

町営住宅に住む高齢者に配慮を！



荒木 かおる 議員

問 本町には町営住宅が3か所あり5階建ての公営住宅にはエレベーターがありません。そのような中で現在4、5階に住まわれているご高齢の方もおられますが、入居当初は健康だった

方も年数を経るうちに階段の上り下りが困難になり、更には万が一、火災等が起きた場合の救助も懸念されます。町のご見解を伺います。

答 現状では階段の上り下りに支障をきたす方は入居してない状況。常に入居者の方との連絡を密にし、相談出来る体制をとっている。

問 町営住宅として空き家を利用するのはいかがか。

答 町営住宅の本来の目的は低収入の方への住宅の供給が趣旨。町営住宅のみの課題ではなく福祉施策と考えるべきものと思われるので関係部門と連携し研究させていただきたい。

問 就学援助費の支給時期

答 文科省は要保護、準要保護児童生徒における就学援助についてランドセル購入など小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、入学前の支給を可能とすることを発表し、来春の新1年生から適用となりました。本町のご見解を伺います。

問 新入学用品費を含む就学援助については前年の課税所得が基準額以下の場合に支給されるものであるため多くの市町村では税額が確定する5月以降に支給してきた。しかし、保護者の軽減を図ることに鑑み今年度から4月中旬に支給させていただきます。

問 国の補助金制度要綱改正の趣旨も踏まえ町財政担当課とも調整し検討する。



エレベーターのない町営住宅



坂戸市・戸口付近の「田んぼと葛川」

第3子以降の給食費の無料化を



小峰 明雄 議員

問 平成29年度の教育行政重点施策の最重要課題は。

答 確かな学力の定着と自立する力の育成。

問 学習支援カルテの活用は。

答 光山小学校の学習支援カル

問 平成29年度の教育行政重点施策の最重要課題は。

答 確かな学力の定着と自立する力の育成。

問 学習支援カルテの活用は。

答 光山小学校の学習支援カル

テを活用した学力向上の取組は、県教育委員会も推進している。

問 人を大切に、共に生きるを伝える福祉教育、ご見解は。

答 共に生きる力を培うことは、とても大切と認識している。

問 自尊感情を育む命の教育は。

答 埼玉医科大学と連携し、豊かな体験活動を実施している。

問 毛呂山小学校学童バス利用

要綱を1年生・2年生の児童数の減少に伴い、見直しが必要。

問 防犯対策も考慮し研究。

答 毛呂山小学校以外の小学校も、防犯の観点から学童バス等、検討する必要があると考えるが。

問 地域の実情などを基に研究。

答 3人以上養育されている家庭の経済的負担を軽減する優遇事業は、若い世代の定住促進につながるかと考えるが、ご見解は。

問 第3子以降の保育料を無料と出産祝金を支給し、経済的負担軽減に寄与しているかと考える。

答 家庭の経済的負担を軽減する優遇事業に、第3子以降の給



安心と喜びを感じる、子育て環境づくりを

国民健康保険の広域化、 どうなる税の見直しは



堀江 快治 議員

問 国民健康保険、平成30年度より県単位へ広域化、どの様に変わるのか、見直しは。

答 現在、国保税は、各市町村単位で決めている。広域化後は、各市町村の所得水準及び、医療

費水準を基に、県が標準保険税率を決定する。

問 国民健康保険税の動向は

答 新聞報道では、県下すべての市町村で、上昇する可能性があるとのことだが本町は。

問 県のシミュレーションでは、所得割が、6・0パーセントから、7・88パーセントに、均等割は、3万3千円が、4万6千

783円で、厳しい増額の見通しである。理由は、県への納付総額が、1億9千万円不足する見込みの為である。

問 納付総額の不足分をいさなり、税の増額で、補填することは、厳めて難しいのでは。

答 基金の取りくずしでの対応は、勘案されると考えるが、一般会計からの繰入れは、諸般を考察すると、抑制の方向です。

問 空き家対策について

答 東洋大学理工学部建築学科のみなさんによる諸提案に鑑みて、今後の展開は。

問 対象物件につき、所有者の

食費の無料化、ご見解は。

答 導入には慎重に検討。

問 公共施設の保有量を今後40年間で25%の削減目標、施設管理の一元化は必要。

答 一元管理は重要と考えます。マネージメント体制も含めて検討します。

問 マイナンバーカードを活用した、コンビニ交付は。

答 導入費用の問題などを考慮しながら検討している。

問 浄水場の自家用発電設備の経年化が進んでいるが、早急に更新計画の作成を。

答 経営戦略を策定します。



健康長寿を目指して

町の区及び区長制度について



高橋 達夫 議員

されている中に区長手当は含まれていない為である。

問 今迄の議会の答弁と違う。

答 今迄は区長手当を区長個人に支払う場合と区に直接支払う場合と区によって違いがあるので源泉徴収をせず支給すると言う事であった。

問 議員ご指摘の通り、区によっては区の会計の中に入れて、

その一部を区から区長や役員に支給する場合もある事と所得税法上列挙されてないと考えているためである。

問 税務課長にお伺いするが、区長手当は所得として税の申告はしなくてよい所得なのか。

答 区長個人の収入とした場合当然所得税課税となる収入です。

問 総務課長の答弁は税務課長の答弁と違うがどう言う訳か。

答 私としては対象として列挙されていないので源泉徴収する必要があると考えていたが、私の錯誤でしたのでお詫び申し上げます。

問 区長手当は報償金として支払われているのだから課税対象だ。課長もしっかりと勉強しようお願います。

次に町の区設置規程では区長は非常勤の嘱託員とあるが、身分はどのような位置づけなのか。

答 身分は一般職公務員でも特別職公務員でもなく、町から行政事務を委託された者として扱っている。

意見 町の規定では区長に委託している事務は広報や回覧の配達で、区長はそれらの配達員とも考えられる。

安全で安心して暮らせる 防犯対策を！



千葉 三津子 議員

問 当町の防犯対策の現状と課題について伺う。

答 防犯体制は、防犯ボランティア(ゆず)や自主防犯団体の方などが中心にパトロールを実施している。さらに、地域安全推

進連絡協議会では、駅前を中心に年間6回程度の防犯啓発活動をしている。今後の課題としては、ボランティア団体の高齢化や後継者の確保が難しくなっている。町や警察又、地域が一体となって防犯体制の強化に努める。

問 「防犯情報の住民提供に関する協定」を締結したとの事だ

がその内容と目的は。

答 平成27年に熊谷市で発生した連続殺人事件の教訓から、警察からの情報をいち早く提供する事で犯罪被害から地域住民を守り犯罪情報をより迅速に住民に提供する事を目的としている。

問 先日バールのような物を持った3人組が民家に押し入った事件があり、防災無線による注意喚起の放送が流れた。大変に怖い話だ。商店街やスーパーなど民間企業に積極的に防犯カメラの設置を呼び掛けたり支援なども検討したら如何か。

答 翌日午前中を中心に沢山の方から問い合わせの電話が入った。放送後の問い合わせは警察で受け付けているとの案内をした。防犯カメラの設置については、犯罪を未然に防ぐ効果や警察の操作に役立つと認識しているが、プライバシー保護や情報の管理、経費等の課題がある。今後調査研究する。

問 放送後の情報提供や結果報告は出来ないか。

答 町でも警察に問い合わせをしたが、捜査上の観点から結果等をお知らせする事は出来ないとのことだ。



町・警察・地域が一体の防犯体制を！



区長さんに配布される区長事務の手引き

井上町政の現状について



平野 隆 議員

問 井上町政の現状について。
答 私の政策、公約「1期目からの継続事業」に加え、「すぐに」と「すぐに取り組み継続的に成果をあげるもの」については、取り組み中のものであるがおお

むね達成済みである。「2年内」の公約については11項目の内3項目が遅れているが、政策・公約実現に向け職員と一丸となり達成させていく所存。
問 2期目の中でこれから実現させたいものを伺う。
答 政策公約の中で、自然を生かした「里山資本主義」を掲げているが、その中でも「やさし

い思いやりのある町」という心のよりどころとなる町を目指す。ふるさと納税について
問 毛呂山町のふるさと納税の現状について伺う。
答 昨年度は525件、941万円で飛躍的に伸びた。
問 返礼品の金額が高めだという報道があったがいかかがか。
答 一部の返礼品に3割を超えるものもあるが、全体的には制度の趣旨を逸脱するようなものではないと考える。

問 今後の展望について伺う。
答 ふるさと納税の趣旨に沿った魅力ある返礼品を選定している。
問 き、さらなる増加を図る。毛呂山町の空き家について
問 空き家の現状と対策は。
答 632件であり、今後は空家等対策協議会を設置し、計画を策定する。
問 毛呂山町の教育について
問 3学期制について伺う。
答 授業日数を確保し確かな学力の定着、児童生徒の生きる力を育む。
問 いじめと不登校の現状
答 いじめの件数は、小学8件、中学3件、不登校小学4人、中学12人である。問題解決に向け、努める。

公民館を『交流センター化』へ



澤田 巖 議員

問 公民館と交流センターの差異に大きなものはあるのか。
答 社会教育法に基づく公民館の利用規制が大きく緩和され、運用方法において柔軟な利用も可能となる。教育施設としての

枠を越えて地域づくりや地域交流、地域振興などの運営機能も付加できる。
問 経費削減出来る指定管理者制度を採用してはどうか。
答 部屋貸し的な施設利用のみの運営形態とするならば指定管理者制度も有効と考える。
問 利用規制が大きく緩和され物品販売なども可能となる交流

センター化。今年大きな費用をかけて農産物加工研修センターを増築する。その製品の販路の一つとして交流センターでの販売は可能ではないか。
答 新たな条例を設置した場合に、物品販売等についてどう位置づけるのか今後検討していく。
問 西部地区にはウィズもろやまのように宴席が出来る施設があるが東部地区にはない。もし宴席などが可能な場合、仕出しなどは町内飲食業に発注し、地域経済の活性化も図れると考える。昼間の利用者が多く、夜間の利用者が少ないことの解決策、

地域経済活性化になると考えるがいかががが。
答 センター化したとしても教育・学習の形態とアルコールを伴う宴席などの利用形態が同一の施設内で併用して使用することが、その施設の利用環境として相応しいのか慎重に検討していく。
問 町民の方にとってメリットが大きいものにしていただきたい。実施時期は。
答 慎重に会議を重ね、意見を聞きながら実現に向けて鋭意努力していきたい。



町民にとってメリットの大きいものに！



毛呂山町の里山風景

単独での県道整備要望活動に課題



長瀬 衛 議員

前提としているが、これまで毛呂山町単独の要望活動である。新川越越生線に傾注している越生町と温度差を感じるが連携すべきである。

問 将来への希望を生み出し、活力を失わないために最優先で取り組むべきは、都市間を広域的に結ぶ幹線道路である。坂戸西ICに直結する川越坂戸毛呂山線は大動脈としての整備が大

答 昨年までは単独要望でしたが、今年1月、両町議会での要望活動があった。東西軸の早期整備着手に温度差はないと考えている。あれもこれともなるが、

路線の役割りが違うので両方の要望活動を続けたい。道路計画に疑問！

問 西坂戸団地と毛呂山台を結ぶ道路計画は、道路整備計画になく場当たり的で、地元要望もない。町民優先で計画性のある町づくりでなくてはいけない。地元地域への早期説明を求める。

答 坂戸市より相談を受け、進めている。
区長兼務は何ら問題なし！
問 一部議員から「議員の区長兼務は、いやしくも営業行為、工事請負と同じで兼業禁止に該当する」という非礼極まりない

発言があった。町民に誤解を招く。区長は誰が選び、誰が委嘱するのか。営業性や営利性はあるか。これまでの考え方と兼務実態は。県は何と助言したか。発議者が証拠書類として提出した町資料は法的証拠として立証されているか。

答 区で選出し、町長が委嘱する。営業性などはない。これまで複数の議員が兼務するかどうかを判断する立場にない。法的証拠として立証されたものではない。

企業排水の農業用水路への放流



牧瀬 明 議員

問 「きれいな水で農家においていい米を作ってもらい、西大久保川角の米なら買うわ。」としていくことが町として必要。

問 企業排水を農業用水路に放流した場合、農作にプラスかマイナスか。

答 行政の立場からは、法令内のことなのでプラスかマイナスかを答えることは難しい。

答 ㈱トーカイは、工場排水を県基準内にし、更に厳しくすることを示している。入間第一用水としても放流を容認した。

問 町づくりの観点から、どうしたら一番いいのかを考えると

流さないのが良い。

企業誘致は、町づくりの中におさめることが大切。土地を汚してはだめだ、との観点からは、放流は法令内のことだからと”よし”とは行政の長としては言えないと思うが。

答 今後、町と㈱トーカイで協議をすすめるなかで、㈱トーカイが公共下水に接続する、あるいは工場排水をもっと厳しくするかどうか等は今後のこと、私としてはこうしなさい等の判断ではなく、法令内のことなのでそれに従います。

意見 町長として町全体をどう

引張っていくのか、の立場が必要。土地を汚さない川をきれいにする等基本的考えが大事。町はそういう町づくりの方針を出している。その観点から公共下水に接続して下さい。とするのが自然だ。

農家の方たちは、工場排水を流すのは勘弁してくれと反対運動をしている。町長は企業誘致をまちづくりの上に位置づけているから、こうなっている。

土地を汚さない 川をきれいにする

農作物、草、花に良い
めだか、かえる、蛇、ほたる、トンボ…

教育によい、おちつく環境の1歩

まちづくりの1歩



どうなる坂戸西スマートICに繋がる都市計画道路

議会の動き

- 5月 9日 政治倫理審査会
- 15日 京都府舞鶴市建設常任委員会視察来庁
- 16日 資格審査特別委員会
- 17日 入間郡町村議会議長会総会
- 19日 政治倫理審査会
- 広域静苑組合議会臨時会
- 23日 政治倫理審査会
- 24日 議会運営委員会
- 全員協議会
- 30日 政治倫理審査会
- 31日 } 第2回(6月)議会定例会
- 6月 9日 }
- 5月31日 総務文教常任委員会
- 生活福祉常任委員会
- 議会運営委員会
- 全員協議会
- 6月 1日 議会運営委員会
- 7日 総務文教常任委員会
- 9日 議会運営委員会
- 資格審査特別委員会
- 13日 政治倫理審査会
- 29日 議会だより編集委員会
- 30日 埼玉西部環境保全組合議会臨時会
- 7月 7日 資格審査特別委員会
- 10日 全員協議会
- 12日 議会だより編集委員会
- 13日 } 入間郡町村議会議長会県外視察
- 14日 }
- 19日 議会だより編集委員会
- 20日 資格審査特別委員会
- 8月 1日 議会だより発行

次回定例会は9月です

監査委員(新任)



堀江 快治 氏

毛呂山町岩井西
昭和20年8月3日生

人事

埼玉県町村議会議長会表彰

感謝状

長瀬

衛 議員
(前議長)



表彰

全員協議会

- 【5月24日】
- (1) 東部地区誘致企業の工場排水について
- 【5月31日】
- (1) 毛呂山町農産物加工研修センター建設及び運営計画等について
- (2) 毛呂山小学校天井安全対策工事について
- (3) その他

6月定例会傍聴者数

本会議日	傍聴者数(人)
5月31日(水)	1
6月 1日(木)	22
6月 2日(金)	14
6月 5日(月)	44
6月 6日(火)	4
6月 9日(金)	1
計	86

傍聴席



新しい議会だより編集委員

編集委員

委員長	下田 泰章
副委員長	荒木かおる
委員	平野 隆
委員	澤田 巖
委員	千葉三津子
委員	岡野 勉
アドバイザー (議長)	佐藤 秀樹

あとがき

「どんなにすばらしい議会活動も、それを住民が知らなければ、評価なきに等しい」と市町村議会広報研修会で講師からの助言。

6月定例会において、新しい議会体制となり私たち編集委員も一新されました。

住民の知りたいことは何か？読者ニーズに答え、読みたくなる議会だよりの内容に努める事が、私たち新しい編集委員の使命です。

議会だよりから議会への関心を高められるよう、「より見やすく・わかりやすく」をモットーに、市民の皆様にお手紙を持って頂けるように精進してまいります。

2年間よろしくお願致します。
(下田 泰章)

